議案第１１号

令和７年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、下記の令和７年度北広島市各会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

１　令和７年度北広島市一般会計歳入歳出決算
２　令和７年度北広島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
３　令和７年度北広島市霊園事業特別会計歳入歳出決算
４　令和７年度北広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
５　令和７年度北広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和８年１０月２日提出

北広島市長　上　野　正　三

議案第１２号

令和７年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、令和７年度北広島市水道事業会計に係る未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、令和７年度北広島市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年１０月２日提出

北広島市長　上　野　正　三

議案第１３号

令和７年度北広島市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、令和７年度北広島市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、令和７年度北広島市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年１０月２日提出

北広島市長　上　野　正　三